

2025 年 7 月 2 日

住友生命保険相互会社

総代選出における立候補制の導入

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、定時総代会（2025 年 7 月 2 日開催）におきまして、開かれた相互会社運営を一層推進し、より広く多様な意見を経営に取り込んでいくことを目的に、2027 年 4 月 1 日付就任の総代の選出（以下、2027 年総代改選）から、総代候補者の一部について立候補制を導入することが決議されました。

1. 立候補制の概要

現行の総代候補者選考委員会の推薦による総代候補者に加えて、立候補による総代候補者についても、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票により、総代として選出いたします。「立候補制」による総代選出の概要は、以下のとおりです。

a. 導入時期

2027 年総代改選

b. 選出数

総代の定数 180 名のうち最大 20 名

c. 任期

1 期 4 年（再任により通算 2 期 8 年まで就任可）

d. その他

資格要件、応募時期等については別途お知らせいたします。

2. 立候補制による総代選出プロセス

a. 立候補による総代候補者の決定

総代候補者選考委員会が資格要件等の詳細（総代候補者立候補要領）を定めたうえで、公募を行います。

b. 総代の選出

総代候補者に対しては、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票を実施します。不信任の投票数が全社員の 10 分の 1 に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

以上